

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十五条の二の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十二号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年一月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次の各号に掲げるもの、その水合物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 (略)二 コデイン三 ジヒドロコデイン四 ブロモバレリル尿素五 (略)六 メチルエフェドリン	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次の各号に掲げるもの、その水合物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 (略)二 コデイン (鎮咳去痰薬に限る。)三 ジヒドロコデイン (鎮咳去痰薬に限る。)四 ブロムワレリル尿素五 (略)六 メチルエフェドリン (鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。)